

多賀城市人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 採用試験の状況(平成31年度)

区分		申込者数	第1次試験 受験者数(A)	第1次試験 合格者数	最終合格者数 (B)	競争倍率 (A)／(B)
上級	行政	151 人	111 人	18 人	5 人	22.2 倍
初級	事務A	49 人	44 人	24 人	7 人	6.3 倍
	事務B	5 人	5 人	1 人	0 人	- 倍
実務経験	機械	0 人	0 人	0 人	0 人	- 倍
	保健師	6 人	4 人	4 人	2 人	2.0 倍
	保育士	7 人	7 人	6 人	2 人	2.0 倍
合計		218 人	171 人	53 人	16 人	10.7 倍

※ 採用試験は市長部局で実施しています。

イ 再任用の状況(平成31年度)

区分	常時勤務 職員	短時間勤務 職員	計
更新	13 人	0 人	13 人
新規	12 人	1 人	13 人

ウ 昇任選考の状況(平成31年度)

部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級	計
3 人	4 人	8 人	4 人	6 人	25 人

※ 昇任選考は年度末に実施され、選考の結果は翌年度4月1日の人事異動時に反映されます。

エ 職員の退職に関する状況(平成31年度)

定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	その他	計
11 人	1 人	11 人	0 人	0 人	23 人

(2) 職員数に関する状況(平成31年4月1日現在)

一般行政職	技能労務職	計
451 人	4 人	455 人

※ 一般行政職には、企業職給料表の適用を受ける職員、任期付職員、再任用職員を含みます。

2 職員の給与の状況(平成31年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
287,421 円	383,230 円	41.60歳	300,050 円	362,311 円	55.00歳

※ 平成31年4月の給料及び給与の平均額で公表しています。

※ 任期付職員、再任用職員を含みます(以下同じ。)

※ 平均年齢の小数点以下2桁は、月数を表します。

※ その他給与に関しての詳細については、「給与・定員管理等の公表」により公表しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成31年4月1日現在。出先機関等を除く標準的なもの。)

1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成31年)

対象職員	付与日数(A)	取得日数(B)	平均取得日数	取得率(B/A)
447人	16,547日	4,678日	10.0日	28.3%

※ 対象職員は、平成31年12月31日に在職していた職員です。

※ 付与日数には、前年から繰り越された日数を含みます。

(3) 時間外勤務及び休日勤務の状況(平成31年度)

対象職員	時間外・休日勤務時間総時間数	職員1人当たり平均時間外・休日勤務時間総時間数
388人	79,858時間	205.8時間

※ 対象職員は、平成31年度中の時間外勤務手当支給対象職員です。

(4) 特別休暇制度の状況

休暇の種類	付与日数・期間
公民権の行使	必要と認められる期間
証人、参考人等として官公署へ出頭	必要と認められる期間
骨髄液の提供	必要と認められる期間
報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合	1暦年につき5日以内
結婚に伴う行事	連続する7日の範囲内
妊娠に起因する障害(つわり)	10日以内
通勤が母体、胎児に影響のある場合	1日1時間又は1日2回各30分
母子健康法による保健指導又は健康診査	必要と認められる期間
業務が母胎及び胎児に影響のある場合	必要と認められる期間
妊娠12週未満での流産	10日以内
8週(多胎は14週)以内に出産する場合	出産の日までに申し出た期間
出産した場合	出産の翌日から8週間
生後1歳に満たない子の育児	1日1時間又は1日2回各30分
生理日において業務困難な場合	2日以内
妻の出産(入院の日から出産後14日以内)の場合	2日以内
妻の産前産後の期間中、夫が、出産した子又は小学校就学前までの子を養育するとき	当該期間内において5日の範囲内の期間
保護する幼児の法定検診及び予防接種等	必要と認められる期間
小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	1暦年につき5日(子が2人以上10日)以内
要介護状態の家族の介護	1暦年につき5日(2人以上10日)以内
親族の葬儀等	死亡した親族に応じ1日から10日以内
配偶者、父母又は子の追悼行事	1日
夏季における心身健康維持増進	連続する5日(7月から9月の間)の範囲内
自然災害等による住居の損壊	7日の範囲内
自然災害等による交通遮断及び危険回避	必要と認められる期間
法令による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間
結核疾患による勤務軽減	必要と認められる期間
通信制学校における授業への出席	必要と認められる期間
職務遂行に必要な資格取得のための試験	必要と認められる期間
国、県、その他公共団体からの表彰	必要と認められる期間
公共団体主催の運動競技会への参加	必要と認められる期間
職務に関連がある講習、講演等への参加	必要と認められる期間
任命権者が特に必要と認める場合	必要と認められる期間

※ 特別休暇制度は、任命権者に関わらず、全職員同一の制度となります。

(5) 育児休業取得の状況

育児休業の承認	育児休業期間の延長
10人	3人

※ 平成31年度中に新たに育児休業の承認又は期間の延長を申し出た人数です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成31年度)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	3	-	3
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-
条例で定めた事由による場合	-	-	-	-	-

(2) 懲戒処分の状況(平成31年度)

戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
-	1人	1人	-	2人	0人

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況(平成31年度)

区分	合計
厚生に関する計画の実施に参加する場合	841 人
特別職又は他の地方公共団体の職を兼ね、その事務を行う場合	- 人
必要と認められる他の団体の職を兼ね、その事務を行う場合	16 人
法による不服申し立てをし、又は出頭する場合	- 人
その他特に必要と認められる場合	人
計	857 人

※ 各区分、延べ人数です。

(2) 営利企業従事許可の状況(平成31年度)

区分	合計
営利を目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及びこれに準ずる職員の地位を兼ねる場合	14 人
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	- 人
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	7 人
計	21 人

※ 各区分、延べ人数です。

6 職員の研修の状況及び勤務成績の評定の状況

○ 職員の研修の状況

職員の研修は、研修計画により新規採用職員研修や管理監督者研修などの階層別研修、被災宅地危険度判定士養成講習やeラーニングによる情報セキュリティ研修などを実施し、平成31年度は延べ1,677人が受講しています。

○ 勤務成績の評定の状況(平成31年度)

地方公務員法に基づき、能力評価及び業績評価から成る人事評価制度を実施しています。平成31年度は、勤勉手当に係る職員の勤務評定を行い、勤務評定に基づき、勤勉手当の成績率の決定を行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉(健康診断)の状況(平成31年度)

区分	対象者	受診者	受診率
石綿検診	16 人	16 人	100.0 %
定期検診	465 人	456 人	98.1 %

(2) 利益の保護の状況(平成31年度)

- ア 勤務条件に関する措置の要求の状況 なし
- イ 不利益処分に関する不服申し立ての状況 なし